

認定超音波専門医試験の受験資格における  
超音波関連学会・研究会の指定に関する通達

2018年12月7日  
公益社団法人日本超音波医学会  
認定超音波専門医制度委員会  
委員長 北野 雅之

公益社団法人日本超音波医学会認定超音波専門医制度規則第5条第二号にいう、指定超音波医学関連学会・研究会として、下記の研究会を指定します。  
これにより、下記学会における3年間の会員歴を日本超音波医学会認定超音波専門医試験受験資格の対象と致します。

- ・超音波ドプラ・新技術研究会
- ・日本消化器がん検診学会
- ・日本心エコー図学会
- ・日本整形外科超音波学会
- ・日本乳腺甲状腺超音波学会
- ・日本脳神経超音波学会
- ・日本母体胎児医学会
- ・腹部エコー研究会
- ・日本呼吸器学会
- ・日本甲状腺学会
- ・日本泌尿器科学会
- ・Point-of-Care 超音波研究会

注1：(社)等の法人格の記載は、省略してある。

注2：日本整形外科超音波学会（旧：日本整形外科超音波研究会）、超音波ドプラ・新技術研究会（旧：超音波ドプラ研究会）は名称が変更されました。